

第1号様式（第4条）

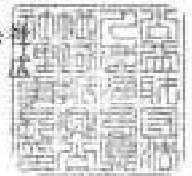
公益財団法人鹿児島県地域振興公社一般競争入札公表第4号

畜産基盤再編総合整備事業 奄美南部第2地区7-14、8-4の一般競争入札の実施について

下記の工事に係る一般競争入札を実施するので、参加を希望する場合には、関係書類を提出して下さい。

令和8年7月29日

公益財団法人鹿児島県地域振興公社
理事長 長島 和広



記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
畜産基盤再編総合整備事業 奄美南部第2地区7-14、8-4
- (2) 工事場所
大島郡伊仙町糸木名地内
- (3) 工事概要（発注業種 建築）
家畜保護施設 牛舎1棟 684㎡
家畜保護施設 看視舎1棟 12㎡
肥飼料庫整備 飼料保管庫1棟 419.44㎡
家畜排せつ物処理施設整備 堆肥舎1棟 231㎡
- (4) 使用する主要な資機材
図覧図書のとおり
- (5) 工期
令和9年2月19日限り
- (6) 予定価格に110分の100を乗じて得た価格
落札者の決定後に公表する。
- (7) 施工方式
本工事は、単体施工方式で行うものとする。
- (8) 本工事は、事後審査型一般競争入札で行うものとする。
- (9) 本工事は、資料の提出及び入札等をおがしま県市町村電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行うものとする。
電子入札の取扱は、この公表に定めるもののほか、鹿児島県電子入札運用規約（以下「規約」という。）及び電子入札における事後審査型一般競争入札実施要領による。
なお、やむを得ない理由で電子入札できない者は、契約担当者の承認を得た場合に限り、紙入札（郵便）で入札に参加できるものとする。（紙入札（郵便）の取扱いは、公益財団法人鹿児島県地域振興公社畜産公共事業に係る入札及び契約の実施要領（以下「実施要領」という。）による。）



2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号。以下「要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であって、特に定めがあるものを除き入札参加申込書の提出期限の日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築工事業について一般建設業又は特定建設業の許可を有する者であること。
 - イ 要綱第3条の規定により、公表日において、建築一式工事に關しA級の格付を受けている者であること。或いは、主たる営業所を大島支庁徳之島事務所管内に有する者は、建築一式工事に關しB級以上の格付を受けていること。

- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 入札参加申込書の提出期限の日から本工事落札決定の日までの間に、鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年鹿児島県告示第450号）第3条、第4条又は第5条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- オ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年9月27日制定）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- カ 本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- （ア） 本工事に係る設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。
鹿児島設計
- （イ） 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者とは、次の①から③に該当する者である。
- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。
- ③ 上記①又は②以外の場合で、当該受託者との間において特別な提携関係があると認められる建設業者。
- キ 公表日から入札参加申込書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。
- なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは差し支えない。
- （ア） 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- （イ） 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- （ウ） その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記（ア）又は（イ）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ク 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者であること。
- ただし、建築業法第26条第3項第1号、第2号又は第26条の5の規定により主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、専任であることを要しない。（建設業第26条第3項第1号、第2号又は第26条の5の規定による配置の要件については入札説明書参照）
- （ア） 一級建築士又は一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- （イ） 直接的かつ恒常的な雇用関係（入札説明書による入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出の日において連続3箇月以上直接的雇用関係にある者に限る。）にあること。
- （ウ） 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（建築）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証等により監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であることが認められること。
- （エ） 平成23年度以降、建築一式工事の監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての管理実績を有する者であること。
- ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ただし、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県の建設工事入札参加資格の認定を受け、かつ、再生計画又は更正計画が認可された者を除く。
- コ 建設業法第3条に規定する営業所のうち、主たる営業所を鹿児島地域振興局管内又は大島支庁管内に有する者であること。
- サ 平成23年度以降に鹿児島県内において、単独の元請又は共同企業体の代表者若しくは構成員として、建築一式工事の施工実績を有する者であること。



3 入札参加申込み

- (1) 入札に参加しようとする者は、次により入札参加の申込みをしなければならない。

ア 提出書類

- ・入札説明書に定める入札参加申込書（様式1）
- ・要綱第2条第3項に規定する資格審査の結果の通知の写しを添付すること。
（「県建設工事入札参加資格審査結果について（通知）」が該当）

イ 提出場所

公益財団法人鹿児島県地域振興公社（以下「公社」という。） 畜産事業部管理課
鹿児島市名山町4番3号 郵便番号 892-0821
電話 099-223-0225

メールアドレス c.kanri@kagoshima-kousya.jp ※電子入札の場合はシステムで提出

ウ 提出時期

令和8年7月30日（木）から同年8月20日（木）までのそれぞれの日（公社の休日を除く。）
の午前8時30分から午後8時00分（最終日は午後4時00分）までとする。

なお、紙で入札参加申込書を提出する場合は、午前8時30分から午後5時15分（最終日は午後4時00分）までとする。

エ 提出方法

次のいずれかの方法により、提出すること。（ファックスによる提出は認めない。）

(イ) 電子入札の場合

電子入札システムにより提出すること。添付出来るファイルの容量は3MBまで。（添付ファイル名には会社名を付けること。（例：㈱A建設入札参加申込書.pdfなど））

(ロ) 紙入札（郵便）の場合

(1)のアで定める提出書類をウの提出期限までに、イの提出場所に持参、又は、貴社メールアドレスからイの公社メールアドレスに送付すること。（添付ファイル名には会社名を付けること。（例：㈱A建設入札参加申込書.pdfなど））

- (2) 公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長（以下「理事長」という。）は、入札参加申込書を提出した者に対し、閲覧用パスワードを交付する。

- (3) 入札参加申込書を提出した者でなければ、入札に参加することができない。

4 設計図書等の閲覧

本工事に係る設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和8年7月30日（木）から同年8月20日（木）までのそれぞれの日（公社の休日を除く。）
の午前8時30分から午後8時00分（最終日は、午後4時00分）までとする。

(2) 閲覧場所

公社ホームページにて、3の(2)で交付した閲覧用パスワードを使用し、閲覧するものとする。

5 入札の方法等

(1) 入札書の受付期間

ア 電子入札の場合

令和8年8月21日（金）午前8時30分から令和8年8月25日（火）午前9時00分までとする。

イ 紙入札（郵便）の場合

令和8年8月24日（月）午後5時15分までとする。

(2) 入札書の提出方法

ア 電子入札の場合

電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札（郵便）の場合

郵便入札で実施する。入札書等の郵送方法は、一般書留、簡易書留又はレターパックとする。具体的な郵送方法については、入札説明書配布資料の「郵便入札による競争入札の注意事項について（工事）」（別添1）を参照すること。なお、持参する場合も下記に準じること。

- (イ) 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。

- (ロ) 入札書は内封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、工事名、入札書の商号又は名称（共同企業体の場合は、共同企業体名）を記載の上、郵送により提出しなければならない。

なお、入札書の欄外には、電子くじの場合のくじ番号（任意の3桁の数字）を記入する



こと。

(9) 郵送した入札書及び工事費内訳書は書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(2) 入札書郵送先

3の(1)のイに同じ。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年8月25日(火) 午前10時00分

イ 場所 公社 2階会議室(所在地は3の(1)のイに同じ。)

(4) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 工事費内訳書の提出(入札説明書の別紙3および別紙4参照)

ア 電子入札参加者の場合

入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を、(1)のアの受付期間に、入札書に添付して提出すること。

イ 紙入札(郵便)参加業者の場合

入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を、(1)のイの受付期間に、入札書を郵送する際の外封筒に入れ郵送すること。

(6) 設計図書等に対する質問

ア 設計図書等に対する質問がある場合には、次に従い、書面(様式2)により提出すること。

(7) 提出期限

令和8年7月30日(木)から令和8年8月18日(火)までのそれぞれの日(公社の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 提出場所

3の(1)のイに同じ。

(5) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出すること。(ファックスによる提出は認めない。)

a (7)の提出期限までに、(4)の場所に持参する。

b 貴社メールアドレスから公社メールアドレスに送付する。

c 電子入札システムの質問機能により送付する。

イ アの質問に対する回答書(様式3)は、次のとおり閲覧に供する。

(7) 回答書の閲覧期間

令和8年8月20日(木)までに閲覧を開始し、令和8年8月24日(月)午後5時15分まで行う。※随時回答しますが、最終回答期間を示しています。

(4) 閲覧場所

電子入札システムに登録された貴社メールアドレス宛に送信する。

(7) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付期間及び交付場所

(7) 交付期間

令和8年7月30日(木)から同年8月20日(木)までのそれぞれの日(公社の休日を除く。)の午前8時30分から午後8時00分(最終日は、午後4時00分)までとする。

(4) 交付場所

公社ホームページにて取得するものとする。

6 現場説明会

実施しない。

7 契約条項を示す期間及び場所

4の(1)及び(2)に同じ。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。



(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。

なお、利付き国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。また、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に公社を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

9 入札の無効

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加申込書を提出していない者又は虚偽の入札参加申込をした者のした入札
- (3) 工事費内訳書を提出しない者又は工事費内訳書が未提出であると認められる者のした入札
- (4) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書並びに紙入札(郵便)参加業者が紙入札(郵便)及び電子入札により提出した入札書を含む。)による入札
- (5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (6) 入札要件(入札金額、工事名、工事場所及び氏名)の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (8) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (9) 定められた方法以外による入札
- (10) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

10 落札者の決定の方法

(1) 落札候補者の決定

開札後、落札決定を保留し、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格(最低制限価格を設定している場合は、予定価格及び最低制限価格の範囲内の最低の価格)をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とする。

(2) (1)において最低価格入札者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者の決定通知方法

ア 電子入札参加業者の場合は、電子入札システムにより通知する。

イ 紙入札(郵便)参加業者の場合は、電子メールにより通知する。

なお、その旨を当該落札候補者及びその他の入札者に伝えるため、電子入札参加業者には電子システムで、紙入札(郵便)参加業者には、公社ホームページへの掲載により、公表する。

(4) 落札候補者の入札参加資格の確認

ア (1)により落札候補者に決定された者は、2の入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有することの確認を受けるため、入札説明等に定める申請書等を次の提出場所、提出時期及び提出方法により提出しなければならない。

(ア) 提出場所

「14 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先」に同じ

(イ) 提出時期

落札候補者に決定された日から令和8年8月27日(木)までのそれぞれの日(公社の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(ロ) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出すること。(ファックスによる提出は認めない。)

a (イ)の提出期限までに、(ア)の場所に持参する。

b 貴社メールアドレスから公社メールアドレスに送付する。

イ 入札参加資格の確認の結果は、令和8年9月7日(月)までに書面により当該落札候補者に通知する。

ウ 提出時期の最終の日の午後5時15分までに提出しない者は、落札候補者の資格を失うものとする。

(5) 落札者の決定

ア 落札候補者に入札参加資格があると認めたとき

理事長は、(4)の確認の結果、落札候補者に入札参加資格があると認めたときは、当該落札候



補者を落札者に決定し、その旨を電子入札落札業者には電子入札システムで、紙入札（郵便）落札業者には、入札参加確認通知書及び落札者決定通知書（落札者用）を、その他の参加業者には落札者決定通知書（入札参加者用）により通知する。

イ 落札候補者に入札参加資格が無いと認めたとき

理事長は、(4)の確認の結果、落札候補者に入札参加資格が無いと認めたときは、その旨を落札候補者に入札参加資格確認通知書により通知するとともに、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で当該落札候補者の次に低い価格をもって入札した者から順次に新たな落札候補者を決定し、その旨を電子入札参加業者には電子入札システムで、紙入札（郵便）参加業者には公社ホームページへの掲載により通知する。

当該新たな落札候補者に入札参加資格があると認め落札者に決定したときは、その旨をアにより通知する。

(6) 新たな落札者候補者の入札参加資格の確認

上記(4)により、当該落札候補者に入札参加資格が無いと認めたときは、(4)及び(5)の規定は、新たな落札候補者に係る入札参加資格及び落札決定の手続きに準用する。

この場合において(4)のアの(イ)「落札候補者に決定された日から令和8年8月27日(木)まで」とあるのは、「申請書及び資料の提出を求める旨の通知を受けた日から起算して2日以内」及び(4)のイ「令和8年9月7日(月)まで」とあるのは、「申請書及び資料の提出の翌日から起算して7日以内のそれぞれの日（公社の休日を除く。）まで」と読み替えるものとする。

11 入札参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

- (1) 10の(4)の確認の結果、入札参加資格が無いと認められた者は、10の(5)のイの通知を受けた日の翌日から起算して2日以内(公社の休日を除く。)に理事長に対して書面により入札参加資格が無いと認めた理由の説明を求めることができる。

- (2) 理事長は、(1)の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して7日以内(公社の休日を除く。)に当該説明を求めた者(以下「説明請求者」という。)に対し、書面により回答する。

この場合において、10の(5)のイの新たな落札候補者の入札参加資格の確認は、説明請求者に対する回答を決定するまで中断する。

- (3) 理事長は、説明請求者に入札参加資格があると認めたときは、入札参加資格が無いと認めた旨の通知を取り消し、当該説明請求者を落札者とする。

この場合において、理事長は10の(5)のイの新たな落札候補者の決定を取り消し、その旨を当該新たな落札候補者に書面により通知する。

- (4) 10の(5)のイにより、新たな落札候補者となった者が、入札参加資格が無いと認められた場合も(1)から(3)までと同様とする。

12 最低制限価格

設定する。

13 契約書案の提出

落札者は、実施要領第46条第1項の規定により落札決定通知を受けた日から7日以内に、公社が作成した契約書（案）を確認し、記名押印した契約書（案）2部並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。ただし、電子契約を希望する場合は、記名押印した契約書（案）2部に代えて、「電子契約サービス利用届出書」をメールにて送付すること。

14 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

公益財団法人鹿児島県地域振興公社 畜産事業部管理課

鹿児島市名山町4番3号 郵便番号 892-0821

電話 099-223-0225

メールアドレス c.kanri@kagoshima-kousya.jp

